

「伯耆文化研究」第13号抜刷 2013年

伯耆国および令制諸国の神階奉授に関する
文献的考察

八尾正己

伯耆国および令制諸国の神階奉授に関する 文献的考察

八尾正己

【はじめに】

伯耆国の古代史研究は十分な文献的史料が無い事から、考古資料、民俗学的資料等を併せて集学的に検証する事が不可欠になると思われる。しかし、特に神社伝承についてはその重要性に反し信頼性が疑問が残る点も否めない。以前に筆者は比較的史料の蓄積がなされ始めた平安時代の神社史料、すなわち『延喜式』巻九・巻十に記載されている「神名帳」を頼りに式内社に関する推計統計学的考察を行った⁽¹⁾。その中で、官社あるいは式内社の選定においては令制国の面積、人口、郡数、郷数、経済力（農業力）、律令が定めた国力は関与しておらず、何らかの人為的あるいは政治的恣意によって為されているという結論が示された。

しかし、その人為的・政治的恣意とは何であったのかを解明するには十分な根拠を見い出せていない。そこで、式内社選定に先立って行われた神階奉授に関する検討を行うことは、伯耆国の古代史を考える上で何らかの示唆を期待できるものと考え文献的考察を行った。

【目的】

伯耆国の神階奉授神祇を検討することで、『延喜式』が編纂される以前の伯耆国の式外社および当時の社会情勢等に関する考証を行う。

【方法および資料】

神階神位授与の初見は、天武天皇元年（672）の壬申の乱に際して靈験を現した大和国の高市御県坐鴨事代主神、牟狹坐神、村屋坐弥富都比売神に位を授与したとする記載に始まるが、その階位が明らかではない。よって今回は、伯耆国の神階奉授の背景を探るべく、階位が明らかな天平三年（731）の越前国敦賀郡気比神に対して従三位を与えたとされる記事から、『日本三代実録』の記載が終了した仁和三年（887）までの奉授神祇を検索対象とした。

奉授神祇の検索は、主として岡田荘司著『古代諸国神社神階制の研究』⁽²⁾を用い、併せてその他の史料⁽³⁾⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾で補足した。

尚、奉授記録の無い志摩国、大隅国は検索の対象から除外し、66ヶ国を対象に検索を行った。また、必要に応じて若干の推計統計学的処理を行い、以下の要領で有意差を示した。

黒色 $p \geq 0.05$ （有意差無し、平均値より多いといえる）

灰色 $p < 0.05$ （有意差あり、平均値より少ないと言える）

白色 $p < 0.01$ （有意差あり、平均値より極めて少ないと言える）

【結果】

1. 神階奉授件数および奉授神祇数

天平三年（731）から仁和三年（887）年までの奉授件数は1634件、奉授神祇数は1030座であった。令制国1ヶ国当たりの奉授神祇数は15.6座、道別のそれでは畿内が293座（28.4%）で最も多

く、山陽道は75座 ($p < 0.05$)、北陸道は58座 ($P < 0.01$) で有意に少なかった (図1)。道別の一ヶ国平均奉授神祇数でも畿内が最多の48.8座で、北陸道のそれは8.3座 ($P < 0.01$) で有意に少なかった (図2)。

2. 被奉授神祇とその初出年

天平三年(731)から仁和三三年(887)までの神階奉授について令制国別にその初出年を示した(図3)が、奉授開始の時期は概ね5群に大別されると思われた。

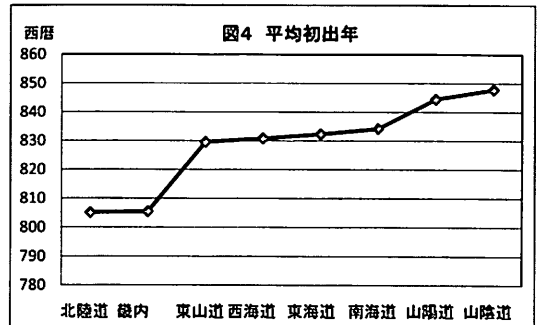
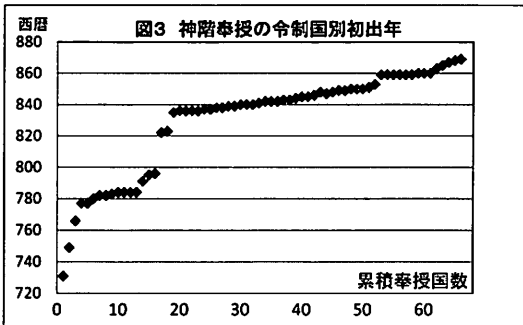
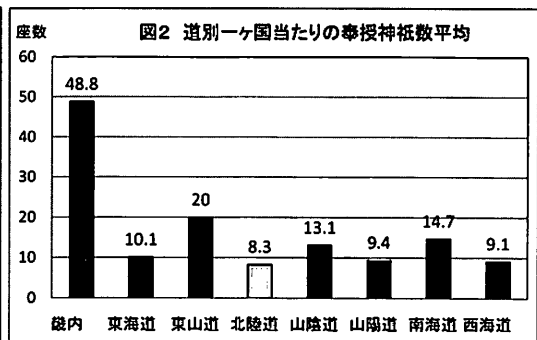
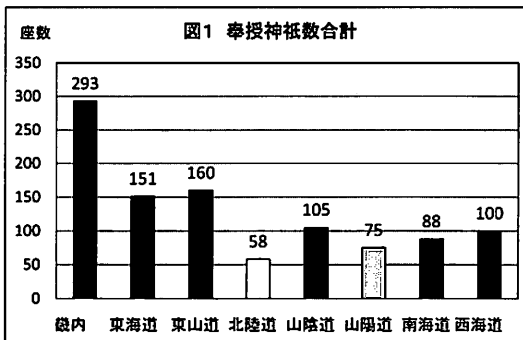
そこで第一群を731年から766年までの3ヶ国、第二群を777年から796年までの13ヶ国、第三群を822年から823年の2ヶ国、第四群を835年から853年までの34ヶ国、第五群を859年から869年までの14ヶ国に分類しその特徴を検討し後述のごとく考察を加えた。

奉授の平均初出年を見ると、北陸道、畿内が有意に早く ($P < 0.001$)、以下東山道、西海道、東海道、南海道、山陽道、山陰道の順であった(図4)。

3. 奉授神祇とその階位レベル

神階は正六位上から正一位までの15階があり、これを便宜的に点数化し(表1)、その傾向を検索した。品位については一品が正一位・従一位と同様に扱われていることから15点とし、二品が正二位・従二位と同様に扱われていることから13点とした。

階位レベルの最高値は15点、最小値は1点、中央値は8点となるが、道別の神階レベル平均では畿内が14.0点と最も高く、点数が低かったのは西海道8.5点 ($P < 0.05$)、山陽道8.0点 ($P < 0.01$) で、山陰道は最低の7.8点 ($P < 0.001$) であった(図5)。概ね畿内より西側の令制諸国に低い階位レベルが認められた。



4. 神階奉授と官社化の関係

神階と官社との関係は多くの先学^{(9) (10)}によって指摘されているが、ここでは再度推計統計学的検討を行った。令制諸国66ヶ国の神階奉授神祇数と式内社神座数の相関係数は $r = 0.6204$ 、説明率は $r^2 = 0.3849$ であった。相関係数、説明率から見れば両者の間には中等度の相関関係が認められると言える。しかし相関関係が全ての因果関係を説明出来るものでない事は周知のごとくである。

令制諸国の奉授神祇数を式内社神座数で除した百分率の道別平均を示した(図6)。その平均値は北陸道が21.0%と最小で有意差 ($P < 0.001$) を認めた。最も値が大きかったのは西海道の144.0%で、これは奉授神祇数に比し式内社神座数が少ないことを示している。

5. 山陰道諸国内の比較

以上、令制諸国の神階奉授について概観したが、山陰道の8ヶ国についてはさらなる検索を試みた。

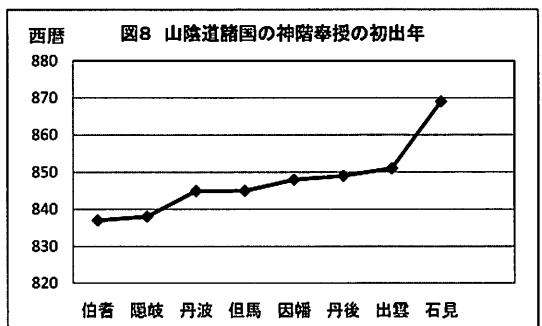
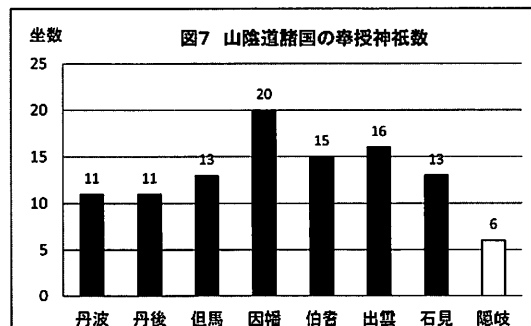
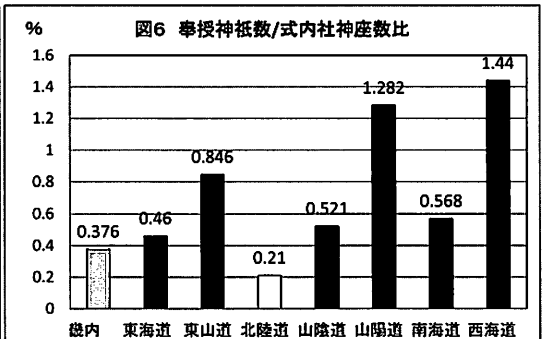
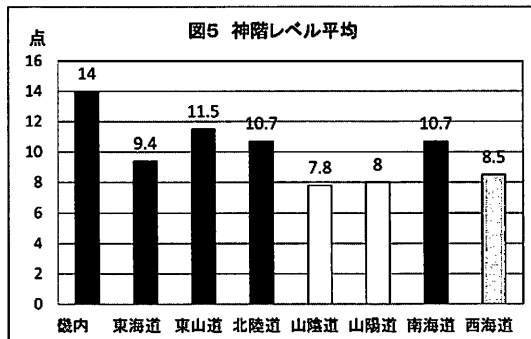
山陰道における奉授神祇数合計は105座で、全国(1030座)の10.2%であった。また、一ヶ国平均は13.1座で、隠岐国の奉授神祇数6座は有意 ($P < 0.001$) に少なかった(図7)

神階奉授の初見は伯耆国の承和四年(837)に始まり、貞観十一年(869)の石見国が最後となっている(図8)。

最高位の神階レベルは出雲国の杵築神、熊野坐神の従二位(13

表1 神階レベル(位階とスコア)

位階	スコア	品位	スコア
正一位	15	一品	15
従一位	14		
正二位	13	二品	13
従二位	12		
正三位	11		
従三位	10		
正四位上	9		
正四位下	8		
従四位上	7		
従四位下	6		
正五位上	5		
正五位下	4		
従五位上	3		
従五位下	2		
正六位上	1		
平均	8.0		



点)で、但馬国、伯耆国では従五位上(5点)が最高であった(図8)。奉授神祇数を式内社神坐数で除した百分率は、伯耆国が250.0%と最高で、伯耆国を除く7ヶ国の平均は23.8%であった(図9)。

伯耆国では明らかに奉授神祇に比し式内社が少なくことや、神階レベルの低さが確認できた。

6. 伯耆国の神階奉授神

伯耆国の神階奉授神は15座で、式内社は5座、式外社は10座であった(表2)。

神階奉授の初見は承和年間(834-848)の伯耆神、國坂神、大山神に始まり、元慶年間(877-885)まではこれらの神の方が上位にあったが、天慶三年(940)に倭文神が従三位から正三位に叙せられている。

『鳥取県史』⁵⁾によれば、倭文神、大帯孫神、天照高日女神、天之佐奈咩神の郡を不詳とし、賀茂神、三輪神の現社名を未詳としている。

『鳥取県神社誌』⁶⁾および『山陰の神々』¹¹⁾では大帯孫神を祀る現社名を汗入郡の高杉神社、以下同様に天照高日女神を會見郡の蚊屋島神社、天之佐奈咩神を汗入郡の日吉神社と比定している。また、『鳥取県神社誌』によれば、賀茂神は河村郡または會見郡の賀茂神社、三輪神は會見郡の三輪神社との記載が為されている。

【考察】

古代社会における神社祭祀をどのように考えるかについては、様々な捉え方が存在する様に思われる。

祭神に何らかの機能を期待したものとして見る場合には、国家あるいは共同体の鎮護という役割からの分析が要求されるであろうし、または政権側の統治のための一手段として考えねばならない事もあるのではなからうか。例えば、勝者は敗者が奉祀する神を奪い、自らが奉祀する神の祭祀を強要させたり、被支配者側の祭神に神階を奉授する事によって被支配者層に格付けを行うなど、祭祀制度を利用した様々な政治的対応が認められる。

また、特定の神祇を奉祀する集団においてはその宗教的性格もしくは属性を表す何らかの指標になるものとも思われる。

この様に、神社祭祀から多くの事が観察できるのだが、以上を踏まえて神階奉授に関する考察を行う。

1：神階奉授とその背景について

古代神社の格式としては官社制度や、祭神に奉授された階位、勲位、品位が挙げられる。

官社とは国家の保護を受けた神社であり、朝廷より祈年祭班幣を受ける神社を意味する。この制度の始まりは明らかではないものの、持統天皇三年(689)の淨御原令制下に始まり、大宝元年(701)の大宝律令によつ

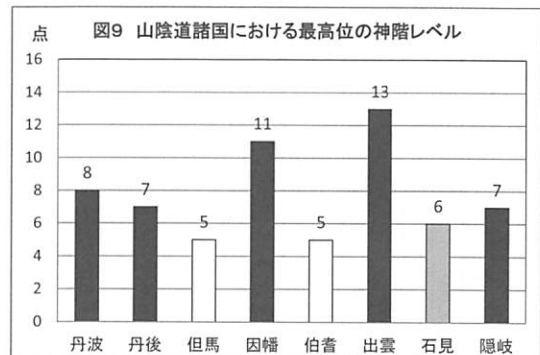


表2 伯耆國の神階奉授神祇

神階奉授神祇	推定現社名	現社の主祭神	旧郡名	神階奉授の初見	837	850	851	856	867	871	873	874	883
倭文神	倭文神社(注1)	建葉槿命	河村郡					從五位上	正五位上				
伯耆神	波波岐神社	事代主命	河村郡	承和 4年(837)	從五位下			正五位下	正五位上				
國坂神	國坂神社	少彦名命	久米郡	承和 4年(837)	從五位下			正五位下					
倭文神	倭文神社(注1)	經津主命	久米郡	齊衡 3年(856)				從五位上	正五位上				
大山神	大神山神社	大国主命	會見郡	承和 4年(837)	從五位下			正五位下	正五位上				
宗形神	宗形神社	宗像三女神	會見郡	齊衡 3年(856)				從五位上					
湊神	湊神社	速秋津彦命、速秋津姫命	河村郡	貞観 9年(867)					從五位下				
賀茂神	賀茂神社(注2)	賀茂別雷神	久米郡	貞観 9年(867)					從五位下				
大帯孫神	高杉神社(注3)	景行天皇、孝靈天皇	(不詳)	齊衡 3年(856)				從五位上					
勝宿祢神	勝宿祢神社	彦火々出見尊、宇迦御魂命	久米郡	貞観13年(867)						從五位下			
國應裏神	国庁裏神社	大己貴命 少彦名命	久米郡	貞観15年(873)							從五位下		
三輪神	三輪神社(注4)	大物主命	(不詳)	貞観15年(873)							從五位下		
天之佐奈咩神	日吉神社(注5)	大己貴命、猿田彦命、天之佐奈咩神他	(不詳)	貞観16年(874)								從五位下	
天照高日女神	蚊屋島神社(注6)	天照皇大神 高比売命	(不詳)	元慶 7年(883)									從五位下
天之神奈斐神	天之神奈斐神社	大己貴命・綿津見命	八橋郡	元慶 7年(883)									從五位下
天高神	天高神社	鵜草葺不合命、玉依姫命	河村郡	元慶 7年(883)									從五位下

全ての官社に從五位下の神階奉授
天下諸神に正六位上の神階奉授

- 注1: 倭文神の推定現社名については河村郡倭文神社が比定されている。同社は天慶三年(940)に從三位から正三位へ昇叙している。
 注2: 『鳥取県史』は推定現社名を不詳としているが、『鳥取県神社誌』は、賀茂神の推定現社名を河村郡または會見郡の賀茂神社としている。
 注3: 『鳥取県史』は推定現社名を不詳としているが、『鳥取県神社誌』は高杉神社としている。
 注4: 『鳥取県史』は推定現社名を不詳としているが、『鳥取県神社誌』は三輪神社としている。
 注5: 『鳥取県史』は推定現社名を不詳としているが、『鳥取県神社誌』は日吉神社としている。
 注6: 『鳥取県史』は推定現社名を不詳としているが、『鳥取県神社誌』は『伯耆誌』を参照して蚊屋島神社としている。

て規定されたとされる。この時期どの神社が官社化されていたかは詳らかではないが、『延喜式』が編纂された延長五年（927）には2861社が「神名帳」に記載され官社化されていた。また『出雲国風土記』⁽⁷⁾には、「合神社参佰玖拾玖（399）所 壹佰捌拾肆（184）所 在神祇官 貳佰壹拾伍（215）所 不在神祇官」とあり、184の官社と215の非官社が存在するとしている。『延喜式』に記載された出雲国の式内社は187社であるから概ね総数は一致しており、出雲国の特異性かもしれないが、八世紀初頭にはかなりの数の官社がすでに存在していたとする見方も出来る。

一方、神階とは神道の神に授けられた位階であり、人に対する位階は三十階であるが、神に対するものは正六位から正一位までの十五階である。官社との大きな違いは、神階を奉授されても班弊という経済的な特典が無かったことである。

神階奉授の理由はほとんどの場合明記されていない。遷都、征鎮、対新羅関係などに靈験を期待してのものだという見解もある⁽⁸⁾が多くの場合定かではない。

よって、神階奉授に何らかの理由を見い出そうとすれば当時の社会的情勢等により推測しなければならないが、まずは奉授神祇の地域性や経年的特徴からその理由を考えてみる。

奉授神祇の座数から見れば、総数、一ヶ国平均とも畿内に多く、階位においても畿内が高かった（図1, 2, 4）。また便宜的に算出した神階レベルにおいても畿内諸国の平均が14点と最も高く、西海道、山陽道、山陰道は有意に低かった（図5）。神階奉授の初出年平均を見ると、北陸道、畿内が有意に早く（ $P < 0.001$ ）、以下東山道、西海道、東海道、南海道、山陽道、山陰道の順であった。神階奉授が政権の中核に近かった畿内から始まり、順次周辺国へと広がったと考えればこの傾向を理解出来ると思われる。

また、初出年を国別に観察すると五群に大別出来るとしたが（図3）、各群には概ね以下の特徴が認められる。

①第一群（731年から766年頃）・・・3ヶ国

天平三年（731）の越前国敦賀郡気比神に対して従三位が奉授されたことから始まる。敦賀郡は古代から海上交通の要所とされ、神亀四年（727）に渤海使が初めて来日した。天平四年（732）には東海道・東山道・山陰道・西海道に軍団強化のため節度使が設置され、新羅の来寇に備えるとの記録もあることから、対外政策を意識した処遇であったと考えられる。

天平勝宝元年（749）には豊前国の八幡神に対して一品を、その比売神に対して二品が奉授された。八幡神に品位が奉授された記事と東大寺建立の記事は同日に記されている。よって東大寺造営と関係があったと考える事が妥当であると思われる。

天平神護二年（766）、伊予の四神（伊曾乃神・大山積神・伊予神・野間神）への奉授は、天平宝字八年（764）の藤原仲麻呂の乱に際しての内乱鎮護のためとする説⁽⁴⁾や、755年の唐における安祿山の乱、天平宝字三年（759）の新羅征討計画が関係しているとの説⁽²⁾がある。

いずれにせよ天平神護二年（766）以降を境に全国的に神階奉授が増加するのは事実である。

②第二群（777年から796年）・・・13ヶ国

第二群は蝦夷征討と、遷都に対する靈験期待の奉授とも考えられる。宝亀五年（774）には按察

使大伴駿河麻呂が蝦狄征討を命じられ、弘仁二年（811）まで三十八年戦争とも呼ばれる蝦夷征討の時代となる。宝亀八年（777）の香取神、鹿嶋神の奉授や、他の祭神への奉授も征夷のための兵士点定地域と概ね付合すると考えられている⁴⁾。

延暦十三年（794）に平安遷都がなされると、延暦十五年（797）坂上田村麻呂が征夷大將軍に任じられ、延暦二十一年（802）に阿弋利爲（アテルイ）と母禮（モレ）が五百余人を率いて降伏した。これ以降、当分の間神階奉授の記事が途絶えている。征夷という目的にほぼ目途のついた時期であったのかどうかは定かではない。

しかし、弘仁二年（811）新羅船三艘が対馬島に現れ、小規模な戦闘が行われた。太宰府は要害の警備がすべき事を大宰府管内と長門・石見・出雲等の国に通知した。弘仁十一年（820）には弘仁新羅の乱が起り、日本国内の遠江・駿河両国に移配した新羅人在留民700人が反乱を起こしたがその殆どが処刑・鎮圧された。この様に、にわかに関連した事件が発生した時期ではあるが、延暦十五年（796）東山道陸奥国多賀神の奉授を最後に約二十五年間は新たな国への奉授記事が見られない。

③第三群（820年頃）・・・2ヶ国

第三群は二座のみの奉授であり、ある意味過渡的な時期であったとも思われる。

延暦十七年（797）以降、官社は官弊社と国弊社に区別された。この制度的変容は遠隔地の班弊毎の上京という負担を軽減させるためのものであるが、実際には官社制度の崩壊の兆しであるとされる。

弘仁十三年（822）尾張国熱田神に従四位上が奉授されており、当時の七道諸国でこれより高い位階が見られるのは、常陸国鹿嶋神、下総国香取神、愛知全国気比神だけである。その後昇叙が続き、天長十年には封戸15戸が充てられたと同時に正三位に叙せられている。熱田神の奉授以前には弘仁新羅の乱が起り、熱田神の昇叙がこの史実と関連しているか否かは定かではないものの、朝廷の熱田神に対する意識の高さが窺える。

弘仁十四年（823）に肥後国健甞龍命神に従四位下勲五等が奉授された。肥後国での奉授は肥後独自の神祇政策によるものではなく、朝廷の意志による奉授であると考えられている。

以上の様に、この時代まではまだ朝廷主導で神階奉授が行われていたと考えられる。

④第四群（835年から853年）・・・34ヶ国

承和二年（835）下野国武茂神に始まり、最も奉授神祇数の多かった時期である。これ以降神階奉授の数と質に変化の予兆が見受けられる。九世紀前半までは朝廷の意志が奉授に反映されており、神階制度は官社序列化の一手段で、ほとんどが官社を対象に神階奉授が行われていたとされる⁹⁾。しかし835年以降は国司を媒介として官社・非官社の区別無く神階が叙せられるようになったため奉授は畿外の国々へと広がったと思われる。

この時期の社会情勢の特徴としては、確かに新羅関係の記事が多出しているように感じられる。

弘仁新羅の乱の事後策として、通訳を対馬に置き、新羅人集団を尋問できるようにし、また承和二年（835）には防人が330人に増強された。承和五年（838）には、延暦十五年（796）以来絶

えていた弩師を復活させて壱岐に配備した。承和八年（841）の張宝高殺害事件を契機にして新羅人の帰化が禁止された。承和十二年（845）には新羅政策の転換が行われ、太宰大貳藤原衛は新羅人の越境禁止を進言した。

神階奉授の理由を新羅、渤海等の対外政策の一環とする説もあるが、そうであるならば日本海側の諸国により多くの奉授がなされていなければならないと思われる。日本海に面した山陰道、北陸道、西海道の国数は26ヶ国で全体の39.3%であるが、全奉授件数1030座のうち、日本海側の奉授神祇数合計は山陰道105座、北陸道58座、西海道100座の263座で全体の25.5%であった。奉授神祇数の比率だけから見れば必ずしも日本海側の令制国に奉授が多く、かつ新羅との関係が関与しているとは断定出来ないかもしれない。しかし神階奉授記事とその前後の新羅情勢とは概ね一致する傾向もあり、この時期においては東国13ヶ国に比し西国19ヶ国に奉授が為されて、確かに西側あるいは日本海側の比重が高くなる時期でもある。

⑤第五群（859年から869年）・・・14ヶ国

嘉祥三年（850）、官社には従五位下以上に叙する太政官令が出され、嘉祥四年（851）には全国の神社の祭神に正六位上の神階が贈られた。

これは官社制度の形骸化を顕示するもので、在地勢力が国衙に働きかけて奉授が為されたとされる。国衙と在地勢力の神階奉授への関わりについては伯耆国の例をとって後述するが、朝廷と地方の思惑がある程度一致していたと考えられない事もない。

この時期は明らかに西側諸国の奉授比重が高くなり、同時に新羅国内の治安悪化のため新羅との関係が再び緊張した時代でもある。

貞観八年（866）七月に肥前国郡司らが新羅人と通牒し武力蜂起を企てた事件があった。十一月には新羅警護令が出され、「邑境諸神に班弊せしむ」の記事が見られる。そしてこの時から寛平6年（894）まで8回の警護令が発せられている。貞観十二年（870）には俘囚動員による対新羅防備兵力の編成が為された。『延喜式』卷二六主税上には伯耆国13000東、因幡国6000東の俘囚料が計上され、因幡国以西の山陰道でもその影響が確認出来る。同年朝廷は弩師や防人の選士50人を対馬に配備するが、在地から徴発した兵が役に立たないとみた政府は俘囚を配備する事によって対処した。しかし実際には新羅人による略奪等の行為は具体的な記載に乏しいとも言われている⁵⁾。

また、元慶二年（878）には夷俘が蜂起して秋田城を急襲し、秋田城司介良岑近は防戦しかねて逃亡するという事件が起こった（元慶の乱）。辺境における異変・災異は神異と意識されて他の辺境に対する警告となった」という指摘があるが⁹²⁾、西方の外寇と北方の反乱が同時に起こったことは、国家に対する共通の災いでありそれが新羅警護令として発令されたという見解もある⁹²⁾。

加えてこの時期には、山陰道を襲った天変地異や、それに伴う農業災害の記事も散見される。八世紀の農業災害記事は因幡国3件、伯耆国11件であったが、九世紀には因幡国10件、伯耆国11件、隣国の出雲国では11件認められる。概ね平均すると10年に1件の割合であるが、貞観五年（863）の「伯耆国不作疫病のため講師賢永一万三千仏、一切経を書写国分寺に安置する」という記事が

ら伯耆国の疲弊ぶりが窺われる。

貞観十一年（869）には東山道で貞観地震が、元慶四年（880）には出雲地震が発生し多くの被害を被った。これらの天災と神階奉授の関係については別角度からの検討を要すると思われるが、今回はそれを行うことは出来なかった。

以上5群の特徴を要約すると、1群は神階奉授の萌芽期、2群は遷都、征夷に対する靈験期待、3群は過渡期、4群と5群は新羅対策を契機に奉授が地方へと拡散し、地方側の思惑と形骸化する官社制度を立て直そうとする中央の利害が一致し奉授が急増する時期という様に理解出来るのではなからうか。

そして、神階奉授の背景には内政（征夷）・外交上（対新羅）の社会情勢や天災が何らかの影響を与えており、それが奉授の理由という可能性もある。尚、官社制度の崩壊を神階奉授という手段によって中央が地方を統制しようとしたとする説については再度次項で検討する。

2：神階奉授と官社の関係について

官社制度の崩壊を神階奉授という手段によって中央が地方を統制しようとしたという説がある一方、式内社選定以前の神階奉授において官社化と神階は相関関係を認めないとする説の方が有力とされている。

神階奉授神祇数と式内社神座数の相関係数は $r = 0.6204$ 、説明率は $r^2 = 0.3849$ であった。相関係数、説明率から見れば両者の間には相関関係が認められると判断出来る。しかし、奉授神祇数と式内社神座数を比較すると、奉授神祇数は式内社神座数の33%に満たない。神階奉授が式内社選定の前段階として影響を与えているとすれば、残りの77%が仁和三年（887）から延長五年（927）までの50年間に決められたことになりやや合理性に乏しい。

また、奉授神祇数/式内社神座数比（%）に注目すると（図6）、畿内諸国では37.6%だが、山陽道、西海道のそれでは100%を超える。この意味するところは、畿内では式内社が多く、山陽道、西海道では式外社が多いことを示している。

畿内から距離的に近い地域や、あるいは出雲国の例でも分かる様に質的に何らかの関連性がある地域では官社制度が、そうでない所では神階奉授が機能しており、両者はおそらく別の政策として施行されたと推測する事が妥当なのかもしれない。

3：山陰道諸国の神階奉授について

前記のような全国的な神階奉授の状況と比べながら、山陰道8ヶ国の奉授状況についての考察を行う。

山陰道諸国の奉授神祇数平均は13.1座で全国平均15.6座よりやや少なく、国別では因幡国が20座と最も多く、隠岐国だけは6座と有意（ $P < 0.05$ ）に少なかった（図7）。伯耆国の奉授神祇数は他国と比べて有意差は無かった。

最高位の神階レベルでは（図9）出雲国の従二位（13点）が最高で、但馬国、伯耆国では従五位上（5点）が最高であった。

神階奉授の初出年では、伯耆国、隠岐国、丹波国、但馬国、因幡国は第四群（835年から853年）

に属し、出雲国、石見国は第五群に属していた。注目すべきは式内社数が全国三位である出雲国の嘉祥四年（851）という初出の遅さである（図8）。『出雲国風土記』の記載を信じるならば天平五年（733）には187社の官社が既に制定されており、神階奉授は遅れること約120年である。出雲国の神階レベルの高さや、記紀神話での扱い、あるいは式内社数などから考えれば、神階奉授の意義・目的など自体にさえ疑問を生じるような結果であったと考えざるを得ない。

山陰道内の奉授神祇数/式内社神座数比（%）は、伯耆国（15/6=250.0%）が最高で、伯耆国を除く7ヶ国の平均は23.8%であった（図10）。全国平均は33.0%であったが、10%を下回るような奉授神祇数が式内社神座数に比べて少ない令制国としては、伊勢国（8/253=3.2%）、備前国（1/26=3.8%）、能登国（2/43=4.7%）、若狭国（2/42=4.8%）、越後国（3/56=5.4%）、尾張国（8/121=6.6%）、出雲国（16/187=8.6%）、但馬国（13/131=9.9%）が挙げられる。これらの令制国について奉授の初出年、律令が定めた国力等の比較検討を行ったが、明らかな共通点を見出すことは出来なかった。強いてそれを推測すれば、北陸道の諸国および比較的畿内に近い周辺国で、記紀神話の舞台として登場する様な国々といった感じを受けたがそれ以上の説明を行うには根拠が乏しかった。

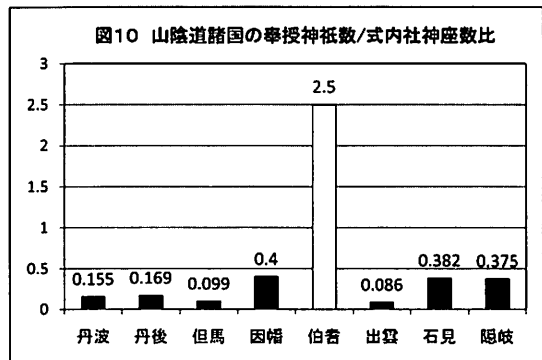
逆に上記の比が高かった令制国は、肥前国（19/4=475%）、安芸国（14/3=466.7%）、薩摩国（9/2=450.0%）、前述の伯耆国（15/6=250.0%）、上総国（12/5=240.0%）、飛騨国（18/8=225.0%）、長門国（11/5=225.0%）であった。尚、これらの共通点についても明らかな特徴を見出すことは出来なかった。

4：伯耆国の神階奉授神祇について

伯耆国では15社について21件の奉授記事が残っている。表2に示したように推定現社名が不明な例もある。

特に倭文神については、大正四年（1915）の発掘により出土した銅経筒の銘文から、河村郡の倭文神社が平安時代後期には伯耆国一宮であったことが分かったとしている。そのことから同社が斉衡三年（856）に神階を奉授された神社であった根拠になっているが、『延喜式神名帳』には河村・久米両郡に二つの倭文神社の名が見え、どちらの倭文神社に神階が奉授されたのか議論されてきた経緯がある。判信友著『神名帳考証土台』では¹³斉衡三年（856）の「倭文神」を河村郡の倭文神とし、久米郡の倭文神社は大帯孫神に当たるとしている。しかし、斉衡三年（856）における河村郡倭文神の奉授位階は従五位下に過ぎず、天慶三年（940）の奉授前位階である従三位とは8位階離れており、その間の奉授記事も存在しない事から上記を断じることは早計であるとの考えもある¹²⁾。

また、現在の主祭神が河村郡の倭文神社は建業槌命で、下照姫命、建御名方命、天稚彦命、事代主命、少彦名命、味耜高彦根命などの出雲系の神が配祀されている。これに対し、久米



郡の倭文神社の主祭神は経津主神で武羽槌神、下照姫神、伊弉諾命、伊弉冉命、譽田別命、国狭槌尊が配祀されている点も興味深い。東伯耆（河村・久米郡・八橋郡）の9座あるいは10座の奉授神祇の多くが出雲系、天孫族系であるのに対し、久米郡の倭文神社だけは異なるように思える。祭神がある集団の宗教的性格もしくは属性を表す何らかの指標になるものとするれば、2つの倭文神社に関する見方も再考を要するのではないだろうか。

その理由を述べる前に因幡国の例を挙げてみたい。因幡国一の宮宇倍神社の宇倍神は、嘉祥元年（848）従五位下に叙せられて以降著しい昇叙を果たし、元慶二年（878）には正三位に達した。その背景には国衙近くに勢力を有する伊福部氏と国衙官人の関係があったとされる。一方、天穗日命神は宇倍神より早く貞観九年（867）以前には正三位に達していたが、その後奉授の記事が無い。宇部神の著しい神階昇叙は、天穗日命を奉祀する因幡氏と宇倍神を奉祀する伊福部氏の競合関係の表れであるとする。郡司層と言われている伊福部氏は、僅か三十年の間に令制国造の地位にあった因幡氏を凌駕し、やがて因幡氏は寛弘四年（1007）には滅亡の道を辿る。この様に神階奉授の背景には在地勢力間の政争的關係が見えてくる。

再度久米郡の倭文神に話題を戻すと、経津主神は『日本書紀』では武甕槌神とともに出雲へ天降り、大国主命と国譲りの交渉をしたり、また中臣氏（藤原氏）が建てたとされる春日大社の祭神である。しかし元々は物部氏の祭神であったとする説もある。経津主神を出雲系と捉える考え方もあるが、そうでないとすると、因幡国のような状況も想定されるのではなかろうか。すなわち、多くの古墳が散在する羽合・倉吉平野の奉授神祇の多くが出雲系であるのは、ある時期に倭文神を奉祀する集団がこの地にたどり着き、在地の権力と結びついたためと考えられる。それは出雲国神戸郡の倭文部であった可能性も有り⁴¹、久米郡の倭文神社は地政学的にも在地勢力の中心とは距離があるため、いつしかその地位を奪われたと考えるのは早計であろうか。また伊福部氏の系図の中には饒速日命、内色雄命、伊香色雄命など物部氏の祖先神の系譜が入っているのだが、これらを併せて考えると状況は更に複雑となって本題から外れてしまうため別の機会に譲りたい。

ここで伯耆国における奉授の経時的变化に注目すると、承和年間（834-848）に伯耆神、國坂神、大山神が神階を奉授されたが、天慶三年（940）に倭文神が従三位から正三位に叙せられている。これは元慶年間（877-885）まではこれらの神の方が上位にあったものの、十世紀に入り倭文神を奉祭する羽合・倉吉平野の勢力が権力側との関係を強めた証左ではなかろうか。

次に西伯耆（八橋・汗入・會見郡）における奉授の特徴を考えると、東伯耆とはいささか異なった様相が見えてくる。注目すべきは、海人族に関わる祭神に対する奉授が散見される事である。海人族の発祥は九州に求められるとされており、その後裔は安曇氏、宗像氏、および住吉三神を祀る津守氏などが挙げられる。

現社名の主祭神から推測すると宗形神を祀るのは現在の宗形神社で、主祭神は宗形三女神である。事実、宗形神社の背後にある宗像古墳群では6つの円墳と5つの前方後円墳が確認されており⁴²、九州の影響が推測されている。また大正6年（1917）には成実村大字日原字中尾山鎮座無格

社住吉神社（祭神：表筒男命、中筒男命、底筒男命）が合祀された⁶⁾とされる。さらに近くには「和名抄」に安曇の地名も残っており⁷⁾、これらからも九州との関係が窺える。湊神社の主祭神は速秋津彦命、速秋津姫命で水門神とされ、天之神奈斐神社では大国主命と海人族が奉祀する綿津見命が祀られている。

さらに、高杉神社の主祭神は大足彦忍代別命（第十二代景行天皇）、大日本根子彦太瓊命（第七代孝靈天皇）であるが、景行天皇には九州巡幸の伝承がある。高杉神社の背後には孝靈山がそびえるが、元々は「かわらやま」あるいは「こうらやま」と呼ばれていた⁸⁾とする伝承が残っており、これが筑後国一宮高良大社との関係を連想させる。

この様に西伯耆には海人族に関わる神社が多数存在する。加えて米子・淀江平野の遺跡からも、当地と九州との緊密な関係は疑う余地は無いところで、それが奉授神祇からも更に補足される形となっているのではなかろうか。

【まとめ】

伯耆国の神階奉授神祇を検討することで、『延喜式』が編纂される以前の伯耆国の式外社および社会情勢等に関する考証を試みた。

八世紀までは奉授神祇と当時の社会情勢を勘案すれば、その背景に内政・外交上の政策的意図が見て取れた。しかし九世紀以降は畿内から順次地方へと拡がる奉授件数や階位の高低などから、在地勢力と権力側の関係が奉授に影響していた可能性が推測された。その背景には新羅との関係や、統治機構の再構築の目的で神階奉授を利用したとも考えられるが、十分な根拠を得るに至らなかった。

伯耆国における神階奉授については、奉授神祇数と式内社神座数の関係や神階レベルから山陰道諸国の中でも特異な存在であると思われた。また奉授神祇の特徴から東伯耆では出雲国との関係が、西伯耆では九州、特に海人族との関係が示唆された。

以前に筆者は伯耆国の式内社に関する考証を行い¹⁾、その中で伯耆国が産出していた鉄、馬牛などの経済的特産性と、海人族と紀氏、および当時の中央政権との関係が伯耆国の寡少な式内社数に何らかの影響を及ぼした可能性について言及した。今回の検索においても、西伯耆の神階奉授の背景に海人族の姿が見え隠れする様なのだが、偶然なのか否かは未だ想像の域を出ない。しかし、平安時代には紀氏が瀬戸内海の要地に同族を持って勢力をふるっていたとする研究もあり⁹⁾、ここでも海人族と紀氏との関係が論じられている。

以上を踏まえて、古代伯耆国についての更なる探求を試みようとするならば、考古資料、文献的史料の検討を併せた当地在来勢力の変遷に関する考証が必要になると思われるが、それについては筆者の次なる課題としたい。

稿を終えるに当たり終始御懇篤なる御指導、御教示を頂きました伯耆文化研究会会長坂田友宏先生、米子の古代を考える会黒田一正氏、米子市教育委員会杉谷愛象氏、そして各位に深謝申し

上げます。

【註】

- (1) 八尾正己 「伯耆国および他の令制国の式内社に関する推計統計学的考察」
伯耆文化研究 2011 第13号 p 66-86
- (2) 岡田荘司 「古代諸国神社神階制の研究」 岩田書院 2002
- (3) 黒坂勝美 「新訂増補国史大系・交替式・弘仁式・延喜式前篇」 吉川弘文館
- (4) 渡辺直彦 「日本古代官位制度の基礎的研究」 吉川弘文館 1972
- (5) 「鳥取県史」 第一巻 原始古代 1972
- (6) 「鳥取県神社誌」 澤田文精堂 1934
- (7) 萩原千鶴 「出雲国風土記」 講談社学術文庫 1999
- (8) 上田正昭 「神階奉授の背景」 吉川弘文館 1981
- (9) 松岡晶 「平安初期の官社制度」 高円史学 Vol. 13 p95-111
- (10) 巳波江利子 「八・九世紀の神社行政－官社制度と神階を中心として」
寧楽史苑, 1985, 第30号, pp.22-57
- (11) 黒田一正他 「山陰の神々」 今井出版 2011
- (12) 菅田慶信 「中世奥羽の民衆と宗教」 吉川弘文館 2000
- (13) 判信友 「神名帳考証土台」 判信友全集1 国書刊行会 1907
- (14) 「新修米子市史」 第一巻 通史編 原始・古代・中世 2003
- (15) 池邊彌 「和名類聚抄郡郷里驛名考證」 吉川弘文堂 1981
- (16) 谷川健一、坂田友宏他 「日本の神々－神社と聖地」 第7巻山陰 白水社 2007
- (17) 岸俊男 「紀氏に関する一試考」 「日本古代政治史研究」所収 塙書房 1969